

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
草津市準備委員会

設立発起人会



日 時 : 令和3年7月19日(月) 午後3時

場 所 : 草津市役所6階 教育委員会室

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025

目 次

草津市準備委員会設立発起人会名簿	• • • P 1
設立発起人について	• • • P 2
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要	• • • P 3
草津市開催競技および開催予定施設	• • • P 5
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催に向けたスケジュール	• • • P 6
第1号議案 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 草津市準備委員会設立趣意書（案）	• • • P 7
第2号議案 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 草津市準備委員会会則（案）	• • • P 8
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 草津市準備委員会組織図（参考資料）	• • • P 12
第3号議案 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 草津市準備委員会構成団体名簿（案）	• • • P 13

草津市準備委員会設立発起人会名簿

(順不同・敬称略)

所属機関・団体 役職名	氏 名
草津市長	橋川 涉
草津市議會議長	西田 剛
公益社団法人草津市スポーツ協会会长	奥村 芳正
草津商工会議所会頭	北村 嘉英
草津市まちづくり協議会連合会会长	中谷 緑郎
草津市教育委員会教育長	藤田 雅也

設立発起人会について

設立発起人会（以下「発起人会」という。）は、準備委員会設立のための母体となる重要な組織となります。

その主な業務としては、設立趣意書を起草し、準備委員会の役員・委員等の候補者を選定し就任要請するなど、準備委員会設立総会の開催・運営を行うことになります。

発起人会の発議を受けて準備委員会を設立することにより、設立趣旨が明白となり、市民等の理解も得やすくなります。

①発起人

先導市においては、発起人は必要最低限の人数で構成されています。

発起人の例：市町長、市町議会議長、市町教育委員会教育長、市町スポーツ協会長、商工会議所会頭（商工会会長）、自治会代表など

②設立趣意書の作成

設立総会で報告する設立趣意書を作成します。それぞれの市町における国スポ・障スポの位置づけを明確にし、当該市町における両大会開催の意義等を明記した内容になります。

③準備委員会会則（案）の作成

設立総会に提案する準備委員会会則の案を作成します。

④準備委員会役員・委員等の候補者の人選

準備委員会は、国スポ開催決定年（滋賀国スポは令和4年に開催決定）には実行委員会に改組されることを考慮し、開催時における状況を想定のうえ、準備段階から市町各層の協力が得られるよう、できるだけ広範囲な関係各界代表者をあらかじめ役員・委員に委嘱する方向で検討することが望まれます。

【役員の例】

- ①会長・・・市町長とし、会則上、充て職の規定をおく。
- ②副会長・・・副市町長を含め、若干名をおく。
- ③常任委員・・・常任委員会での運営を容易にするため、必要最小限の委員数とする。
- ④監事・・・2名程度で、会計管理者、代表監査委員等を充てる。

【顧問・参与の例】

- ①顧問・・・地元選出県議会議員 等
- ②参与・・・市町議会議員、報道関係者 等

※「第79回国民スポーツ大会会場地市町準備委員会設置の手引き（令和3年2月）」を参考

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会）は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障害のある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年から知的障害のある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

2 大会名称、愛称、スローガン

国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ（こくすぽ）となります。

令和7年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会について、愛称を「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」、スローガンを「湖国の感動 未来へつなぐ」とされています。

3 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および市町に、その他の関係団体を加えたものとなります。

4 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

- ・開催時期：9月中旬～10月中旬
- ・開催期間：11日間以内

【全国障害者スポーツ大会】

- ・開催時期：原則として国民スポーツ大会の直後
- ・開催期間：3日間

5 実施予定競技

【国民スポーツ大会】

滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会における実施予定競技は次のとおりです。

(1) 正式競技 (37競技)

①毎年実施競技 (36競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、柔道、ソフトボール、フェンシング、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

②隔年実施競技 (2競技のうち1競技を実施)

ボクシング、クレー射撃 (第79回国民スポーツ大会ではボクシングを実施)

(2) 特別競技 (1競技)

高等学校野球 (硬式および軟式)

(3) 公開競技 (7競技)

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(4) デモンストレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目が決定されます。

ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウェルネス吹矢 等

【全国障害者スポーツ大会】

滋賀県で開催される第24回全国障害者スポーツ大会における実施予定競技は次のとおりです。

(1) 正式競技 (14競技)

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

(2) オープン競技

滋賀県、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省による協議の上、決定されます。
知的障害者バドミントン、スポーツウェルネス吹矢、ゴールボール

草津市開催競技および開催予定施設

【国民スポーツ大会】

競技名	種別	開催予定施設	開催形式
水泳	競泳	(仮称) 草津市立プール	単独開催
	飛込		
	水球		
	アーティスティックスイミング	少年女子	
バレーボール		成年男子 Y M I Tアリーナ	共催 近江八幡市 (少年男子) 守山市 (少年女子)
バスケットボール	少年女子	Y M I Tアリーナ	共催 大津市 (成年・少年男子) 野洲市 (成年女子)
軟式野球	成年男子	草津グリーンスタジアム	共催 近江八幡市、守山市、 甲賀市、東近江市、日野町
ソフトボール	少年男子	野村運動公園グラウンド	共催 東近江市 (成年男子) 高島市 (成年女子) 守山市 (少年女子)

【公開競技】

競技名	種別	開催予定施設	開催形式
バウンドテニス	全種別	Y M I Tアリーナ	単独開催

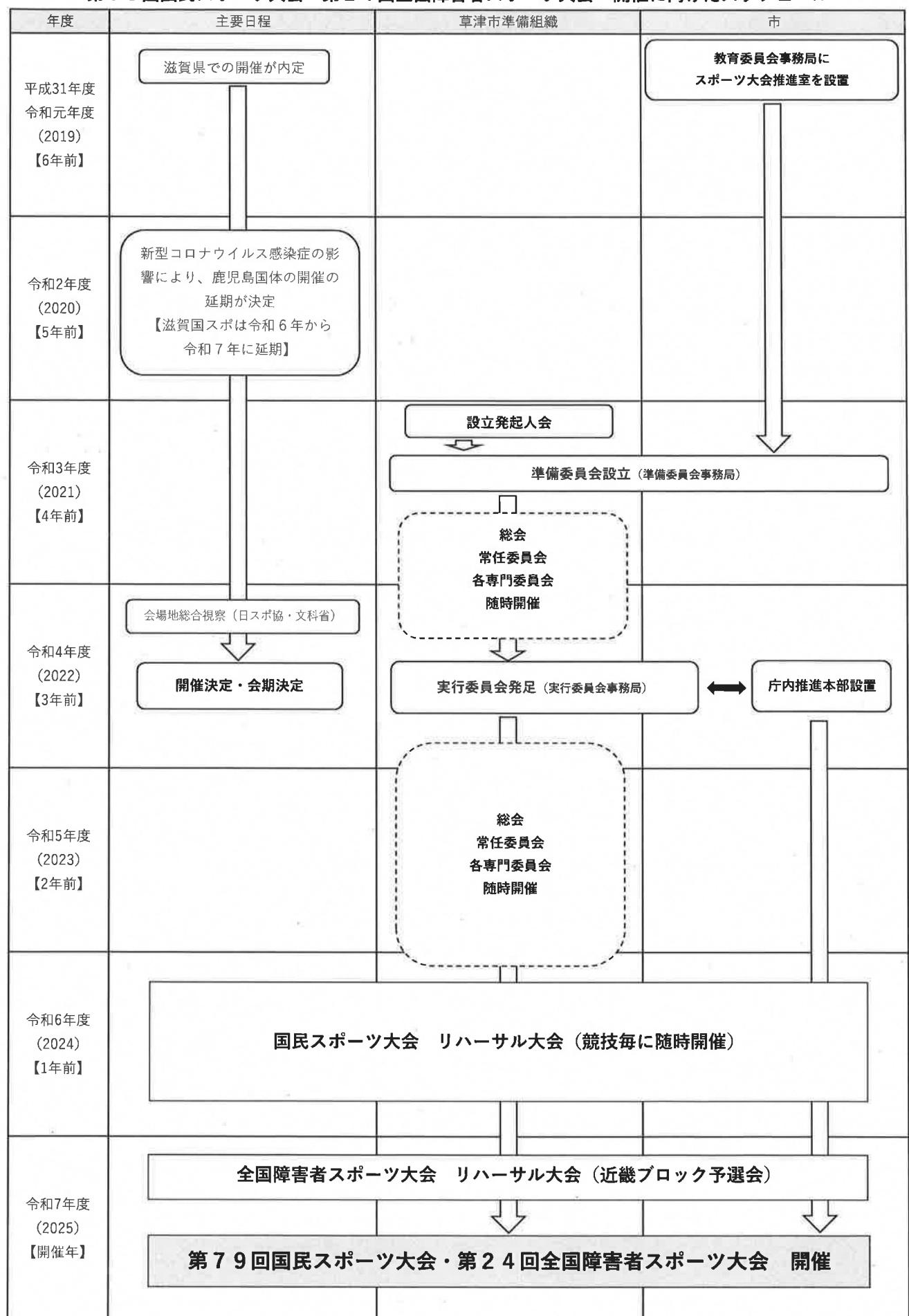
【デモンストレーションスポーツ】

競技名	開催予定施設	開催形式
ノルディック・ウォーク	草津川跡地公園	単独開催
スポーツウェルネス吹矢	Y M I Tアリーナ	単独開催
インディアカ	Y M I Tアリーナ	単独開催

【全国障害者スポーツ大会】

競技名	障害区分	開催予定施設	開催形式
水泳	身体・知的	(仮称) 草津市立プール	単独開催
バレーボール	精神	総合体育館	共催 近江八幡市 (身体) 湖南市 (知的)

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催に向けたスケジュール



第1号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 草津市準備委員会設立趣意書（案）

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的とし、また、全国障害者スポーツ大会は、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的として開催されます。

近年、少子高齢化、国際化、情報化など社会情勢の急激な変化に伴い、スポーツを取り巻く環境も大きく変化する中で、「する・みる・支える・知る」といった様々な形でスポーツに親しむことができる環境の整備を通じて、すべての人々が、健幸で豊かな生活を営むことができる社会が求められています。

このような中、令和7年（2025年）に第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会が滋賀県、そして本市で開催されることは、市民のスポーツへの関心を高め、より一層のスポーツ活動の普及・促進に寄与することはもとより、本市の歴史や文化、社会活動等の地域資源を全国にアピールする絶好の機会であるとともに、交流人口の増加による地域経済の活性化にもつながります。

また、両大会開催に向けた市民総ぐるみの取組は、市全体の連帯感を高め、「ひと・まち・ときをつなぐ 紣をつむぐ ふるさと健幸創造都市 草津」の実現を着実に推し進めてくれるものと確信しております。

このような意義ある大会を成功に導くために、多様な主体からなる「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会草津市準備委員会」を設立し、草津市の総力を結集して所期の目的を達成しようとするものであります。

令和3年7月19日

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 草津市準備委員会設立発起人

草津市長	橋川涉
草津市議会議長	西田剛
公益社団法人草津市スポーツ協会会長	奥村芳正
草津商工会議所会頭	北村嘉英
草津市まちづくり協議会連合会会长	中谷緑郎
草津市教育委員会教育長	藤田雅也

第2号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

草津市準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会草津市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会において、草津市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催にかかる準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 準備委員会は、会長および委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 草津市を代表する者
- (2) 草津市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 2名

（役員の選任）

第6条 会長は、草津市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員および監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が準備委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体または機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問および参与)

第9条 準備委員会に顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
(2) 常任委員会
(3) 専門委員会
(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
- (1) 競技会の開催にかかる基本方針に関すること。
(2) 会則の制定および改廃に関すること。
(3) 事業計画および事業報告に関すること。

- (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
- 6 総会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 7 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。
- 9 会長は、必要に応じて、顧問または参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置および専門委員会への付託に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項および次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて、次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第5項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を、必要に応じて、常任委員会に報告するものとする。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、または総会等の権限に属する事項で轻易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長およびその他の職員を置く。
3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(予算および決算)

第17条 準備委員会の予算は、総会の議決を得なければならない。

2 準備委員会の決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、令和3年度についてはこの限りでない。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条の目的が達成されたとき、総会の承認を得て、解散する。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の承認を得て、草津市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

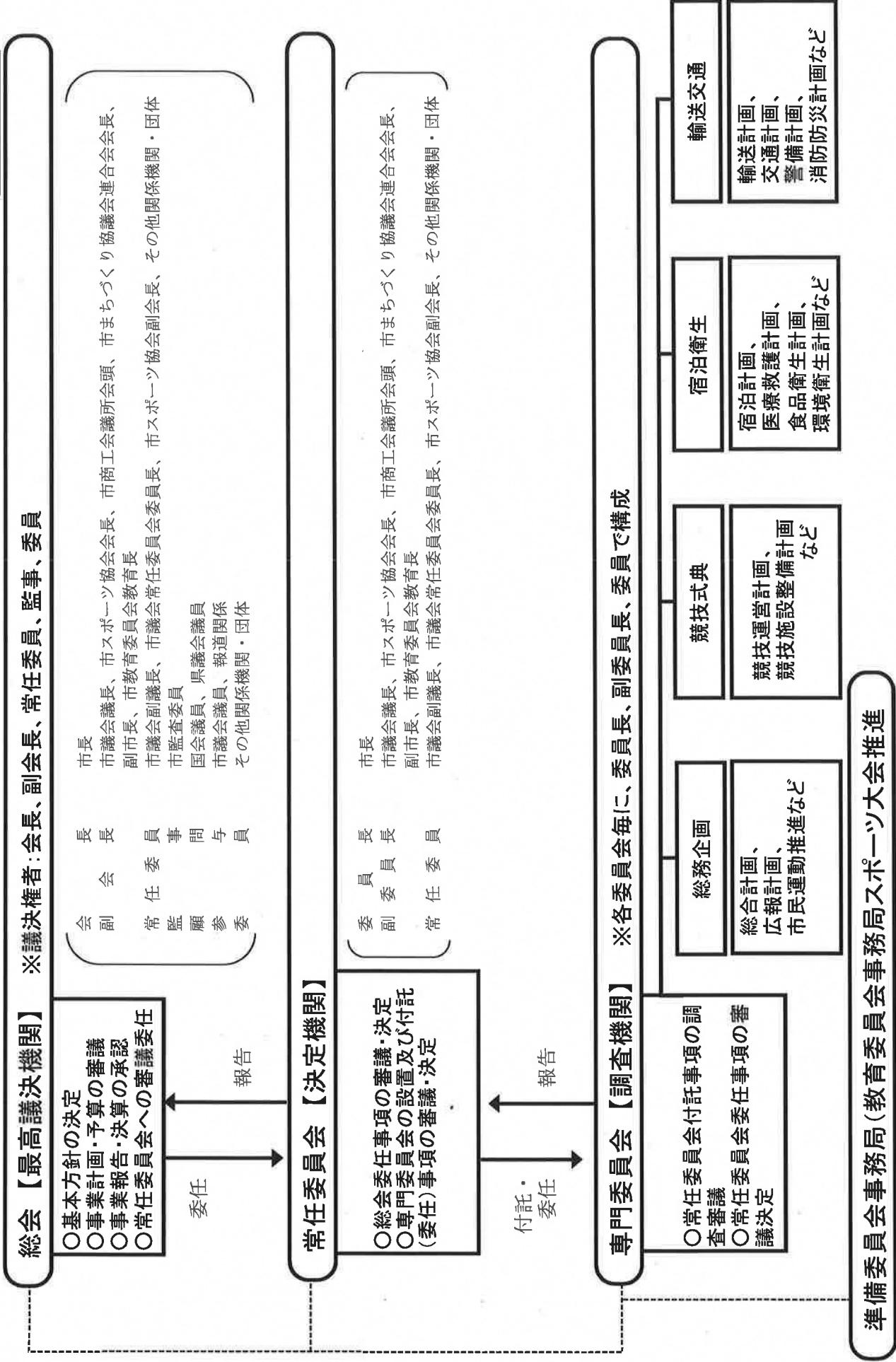
付則

(施行期日)

1 この会則は、令和3年 月 日から施行する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会草津市準備委員会組織図

第2号議案
参考資料



第3号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
草津市準備委員会 構成団体名簿（案）

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体・役職名
1	市関係	草津市長

【副会長】 7名

No.	選出区分	所属機関・団体・役職名
1	市議会関係	草津市議会 議長
2	スポーツ関係	公益社団法人草津市スポーツ協会 会長
3	産業・経済関係	草津商工会議所 会頭
4	市民団体・各種団体	草津市まちづくり協議会連合会 会長
5	市関係	草津市副市長
6	市関係	草津市副市長
7	市関係	草津市教育委員会教育長

【常任委員】 49名

No.	選出区分	所属機関・団体・役職名
1	市議会関係	草津市議会 副議長
2	市議会関係	草津市議会議会運営委員会 委員長
3	市議会関係	草津市議会総務常任委員会 委員長
4	市議会関係	草津市議会文教厚生常任委員会 委員長
5	市議会関係	草津市議会産業建設常任委員会 委員長
6	競技団体	滋賀県水泳連盟 会長
7	競技団体	滋賀県バレーボール協会 会長
8	競技団体	一般社団法人滋賀県バスケットボール協会 会長
9	競技団体	滋賀県軟式野球連盟 会長
10	競技団体	滋賀県ソフトボール協会 会長
11	競技団体	滋賀県バウンドテニス協会 会長
12	競技団体	滋賀県インディアカ協会 会長
13	競技団体	滋賀県スポーツウェルネス吹矢協会 会長
14	競技団体	滋賀県ノルディック・ウォーク連盟 会長
15	スポーツ関係	公益社団法人草津市スポーツ協会 副会長
16	スポーツ関係	滋賀県障害者スポーツ協会 副会長
17	スポーツ関係	草津市スポーツ推進委員協議会 会長
18	産業・経済関係	草津市観光物産協会 会長
19	産業・経済関係	レーク滋賀農業協同組合 代表理事理事長
20	市民団体・各種団体	公益財団法人草津市コミュニティ事業団 理事長
21	市民団体・各種団体	草津市21世紀文化芸術推進協議会 会長
22	医療・福祉関係	社会福祉法人草津市社会福祉協議会 会長
23	医療・福祉関係	一般社団法人草津栗東医師会 会長
24	医療・福祉関係	特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会 理事長

No.	選出区分	所属機関・団体・役職名
25	交通・インフラ関係	一般社団法人滋賀県バス協会 会長
26	交通・インフラ関係	一般社団法人滋賀県タクシー協会 会長
27	交通・インフラ関係	西日本旅客鉄道株式会社草津駅（南草津駅） 駅長
28	教育・学校関係	草津市立園長・所長会 会長
29	教育・学校関係	草津市校長会 代表
30	教育・学校関係	滋賀県高等学校長協会 代表
31	教育・学校関係	学校法人立命館 立命館大学びわこ・くさつキャンパス 事務局長
32	国・県・広域関係	草津警察署 署長
33	市関係	草津市総合政策部長
34	市関係	草津市総合政策部専門理事
35	市関係	草津市総合政策部理事
36	市関係	草津市危機管理監
37	市関係	草津市総務部長兼法令遵守監
38	市関係	草津市まちづくり協働部長
39	市関係	草津市環境経済部長
40	市関係	草津市健康福祉部長
41	市関係	草津市子ども未来部長
42	市関係	草津市都市計画部長
43	市関係	草津市技監
44	市関係	草津市建設部長
45	市関係	草津市建設部理事
46	市関係	草津市上下水道部長
47	市関係	草津市教育委員会事務局部長
48	市関係	草津市教育委員会事務局理事
49	市関係	草津市議会事務局長

【監 事】 2名

No.	選出区分	所属機関・団体
1	市関係	草津市監査委員（識見）
2	市関係	草津市監査委員（議会選出）

【顧 問】 5名

No.	選出区分	所属機関・団体
1	国会関係	衆議院議員
2	県議会関係	滋賀県議会議員
3	県議会関係	滋賀県議会議員
4	県議会関係	滋賀県議会議員
5	県議会関係	滋賀県議会議員

【参 与】 30名

No.	選出区分	所属機関・団体
1	市議会関係	草津市議会議員
2	市議会関係	草津市議会議員
3	市議会関係	草津市議会議員

No.	選出区分	所属機関・団体
4	市議会関係	草津市議会議員
5	市議会関係	草津市議会議員
6	市議会関係	草津市議会議員
7	市議会関係	草津市議会議員
8	市議会関係	草津市議会議員
9	市議会関係	草津市議会議員
10	市議会関係	草津市議会議員
11	市議会関係	草津市議会議員
12	市議会関係	草津市議会議員
13	市議会関係	草津市議会議員
14	市議会関係	草津市議会議員
15	市議会関係	草津市議会議員
16	市議会関係	草津市議会議員
17	市議会関係	草津市議会議員
18	報道関係	株式会社朝日新聞社大津総局 総局長
19	報道関係	株式会社毎日新聞社大津支局 支局長
20	報道関係	株式会社読売新聞社大津支局 支局長
21	報道関係	株式会社産経新聞社大津支局 支局長
22	報道関係	株式会社日本経済新聞社大津支局 支局長
23	報道関係	株式会社中日新聞社大津支局 支局長
24	報道関係	株式会社京都新聞社湖南総局 総局長
25	報道関係	一般社団法人共同通信社大津支局 大津支局長
26	報道関係	株式会社時事通信社大津支局 支局長
27	報道関係	びわ湖放送株式会社 代表取締役社長
28	報道関係	株式会社京都放送 滋賀支社長
29	報道関係	株式会社Z T V滋賀放送局 取締役滋賀放送局長
30	報道関係	株式会社えふえむ草津 代表取締役

【委 員】 80名

No.	選出区分	所属機関・団体
1	競技団体	草津市水泳連盟
2	競技団体	草津市バレーボール協会
3	競技団体	草津市バスケットボール協会
4	競技団体	草津市野球連盟
5	競技団体	草津市ソフトボール協会
6	競技団体	草津市インディアカ協会
7	競技団体	草津市スポーツウエルネス吹矢協会
8	スポーツ関係	草津市スポーツ少年団
9	スポーツ関係	草津市体育振興会連絡協議会
10	スポーツ関係	特定非営利活動法人くさつ健・交クラブ
11	スポーツ関係	合同会社草津市スポーツ振興事業体
12	スポーツ関係	草津市小学校体育連盟
13	スポーツ関係	草津市中学校体育連盟

No.	選出区分	所属機関・団体
14	スポーツ関係	滋賀県高体連水泳専門部
15	スポーツ関係	滋賀県高体連バレーボール専門部
16	スポーツ関係	滋賀県高体連バスケットボール専門部
17	スポーツ関係	一般財団法人滋賀県高等学校野球連盟
18	スポーツ関係	滋賀県高体連ソフトボール専門部
19	産業・経済関係	滋賀県中小企業家同友会湖南支部
20	産業・経済関係	草津市商店街連盟
21	産業・経済関係	一般社団法人全国旅行業協会滋賀県支部
22	市民団体・各種団体	草津市消防団
23	市民団体・各種団体	草津市国際交流協会
24	市民団体・各種団体	草津ロータリークラブ
25	市民団体・各種団体	草津ライオンズクラブ
26	市民団体・各種団体	草津観光ボランティアガイド協会
27	市民団体・各種団体	公益社団法人草津市シルバー人材センター
28	市民団体・各種団体	公益社団法人草津青年会議所
29	市民団体・各種団体	草津市青少年育成市民会議
30	市民団体・各種団体	草津市老人クラブ連合会
31	医療・福祉関係	草津市健康推進員連絡協議会
32	医療・福祉関係	草津市民生委員児童委員協議会
33	医療・福祉関係	草津保護区草津支部保護司会
34	医療・福祉関係	草津市更生保護女性会
35	医療・福祉関係	草津市身体障害者更生会
36	医療・福祉関係	草津市肢体不自由児者父母の会
37	医療・福祉関係	特定非営利活動法人草津手をつなぐ育成会
38	医療・福祉関係	草津市精神障害者家族会ひまわりの会
39	医療・福祉関係	草津市母子福祉のぞみ会
40	医療・福祉関係	草津市ボランティア連絡協議会
41	医療・福祉関係	草津市赤十字奉仕団
42	医療・福祉関係	草津食品衛生協会
43	医療・福祉関係	一般社団法人びわこ薬剤師会
44	医療・福祉関係	一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会
45	医療・福祉関係	公益社団法人滋賀県看護協会第2地区支部
46	交通・インフラ関係	草津栗東交通安全協会
47	交通・インフラ関係	草津・栗東安全運転管理者協会
48	交通・インフラ関係	近江鉄道株式会社
49	交通・インフラ関係	滋賀バス株式会社
50	交通・インフラ関係	帝産湖南交通株式会社
51	交通・インフラ関係	株式会社帝産タクシー滋賀
52	交通・インフラ関係	近江タクシー株式会社
53	交通・インフラ関係	桜タクシー株式会社
54	交通・インフラ関係	滋賀エムケイ株式会社
55	交通・インフラ関係	滋賀ヤサカ自動車株式会社

No.	選出区分	所属機関・団体
56	交通・インフラ関係	滋賀タクシー株式会社
57	交通・インフラ関係	滋賀第一交通株式会社
58	交通・インフラ関係	西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所
59	交通・インフラ関係	日本郵便株式会社草津市役所前郵便局
60	交通・インフラ関係	西日本電信電話株式会社滋賀支店
61	交通・インフラ関係	関西電力送配電株式会社滋賀支社
62	交通・インフラ関係	大阪ガス株式会社滋賀事業所
63	交通・インフラ関係	一般社団法人滋賀県LPガス協会草津支部
64	教育・学校関係	草津市認可保育園連盟
65	教育・学校関係	草津市公立保育所・公立認定こども園保護者と先生の会連絡協議会
66	教育・学校関係	草津市P T A連絡協議会
67	教育・学校関係	学校法人草津キリスト教学園 信愛幼稚園
68	教育・学校関係	学校法人草津仏教同心会 草津幼稚園
69	教育・学校関係	学校法人若竹学園 若竹幼稚園
70	教育・学校関係	学校法人滋賀カトリック学園 認定こども園草津カトリック幼稚園
71	国・県・広域関係	湖南広域消防局西消防署
72	国・県・広域関係	湖南広域消防局南消防署
73	国・県・広域関係	湖南広域行政組合環境衛生センター
74	国・県・広域関係	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所
75	国・県・広域関係	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局
76	国・県・広域関係	滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）
77	国・県・広域関係	滋賀県南部県税事務所
78	国・県・広域関係	滋賀県南部土木事務所
79	国・県・広域関係	滋賀県南部環境事務所
80	国・県・広域関係	滋賀県大津・南部農業農村振興事務所

会長	1名
副会長	7名
常任委員	49名
監事	2名
顧問	5名
参与	30名
委員	80名
計	174名